

【クレーン運転業務特別教育】のご案内

一般社団法人 喜多方労働基準協会

労働者を危険有害な業務に従事させるときは、労働災害防止対策の基本からも必要最低限の安全教育として、事業主には【特別教育】が法律で義務付けられています。

労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第21条第1項の規定による、クレーン取扱い運転業務（つり上げ荷重5トン未満のクレーン）に従事する者は、安全衛生規則（第36条）に定められている『クレーン取扱い運転業務特別教育』を受講し、修了証を取得した者でなければなりません。

当協会では、標題の講習会を下記要項により開催致しますので、貴事業場の該当者に周知され、本機会を逃さず受講されますようご案内申し上げます。

記

- 日時 学科講習 令和元年8月23日（金）9：00～17：30
令和元年8月24日（土）9：00～11：10
実技講習 令和元年8月24日（土）12：30～17：00
- 講習会場 学科会場 会津いいで農協会館 大会議室 （受付 8：45～）
実技会場 昭和電工(株)喜多方事業所
- 受講料等 受講料 会員 14,634円 （受講料12,960円+テキスト代1,674円）消費税込
受講料 非会員 15,714円 （受講料14,040円+テキスト代1,674円）消費税込
- 教習科目及び時間

科目	時間
クレーン等に関する知識	3時間
原動機及び電気に関する知識	3時間
クレーン運転に必要な力学	2時間
関係法令	1時間
実技講習	4時間

- 修了証 所定の時間受講された方に、原則講習修了後交付します。
- 申込締切 8月9日（金）
- 定員 40名 （達すれば期日前でも締切ります。早めに電話などご予約ください。）
- 申込方法 写真（2.5cm×3.5cm）を貼付した申込書に受講料を添えて、持参又は現金書留で申込をして下さい。
受講料の振込をご希望の場合は、事前にご連絡をいただき申込書を郵送され下記口座にお振込み下さい。

振込先 東邦銀行 喜多方支店 普通預金 2436

口座名義 一般社団法人 喜多方労働基準協会 （振込手数料はご負担下さい）

- 申込先 一般社団法人 喜多方労働基準協会 〒966-0896 喜多方市字諏訪88-2
TEL 0241-22-4146 FAX 0241-22-4143

- その他
 - 遅刻・早退・途中退席は、法定講習時間不足のため修了証は交付できませんのでご注意ください。
 - 8月20日（火）以降の取消しの場合、受講料はお返しいたしません。
 - 受講初日受付の際、本人確認のため運転免許証等の提示をお願いします。
 - 実技講習は、ヘルメット、安全靴、作業服（長袖）、軍手を着用してください。
 - 受付後、修了証用の写真撮影をします。遅くとも10分前までにご来場下さい。
 - 駐車場に限りがありますので、複数受講の場合乗合せ等のご配慮をお願いいたします。

クレーン運転業務特別教育 受講申込書

のりづけ

写真

2.5cm×3.5cm

ふりがな		性別		※
氏名		男・女	修了証番号	
生年月日	昭和 平成	年 月 日生	交付年月日	※ 令和 年 月 日
現住所	〒			
勤務先事業場	所在地	〒		
	名称	電話		
令和 年 月 日 受講者氏名 ⑩ 電話				
一般社団法人 喜多方労働基準協会 殿				

◎ ※印の欄は記入しないでください。

◎ 氏名・生年月日・住所等は誤りのないよう、かい書で正確に記入してください。

【個人情報について】

ご記入いただいた個人情報は、本講習会の的確な実施のためにのみ使用いたします。

本人確認

※